

○大分市障害者医療費の助成に関する条例

平成18年3月28日

条例第6号

改正 平成18年6月27日条例第31号

平成19年7月18日条例第25号

平成20年3月28日条例第2号

平成22年6月22日条例第23号

平成25年3月29日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年

法律第80号)をいう。

(2) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費及び家族移送費の支給をいう。

(3) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が当該保険給付の対象となった療養に関し負担すべき額をいう。

(平20条例2・平25条例13・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、本市に住所を有する者として規則で定める者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級から3級までの等級に該当する障害を有する者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所の総合判定が最重度、重度、中等度及び軽度である知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第1

55号) 第6条第3項に定める1級の等級に該当する障害を有する者

(助成の制限)

第4条 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者の療養に係る医療費の助成については、これを行わない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護(他の法律において同法による保護とみなされるものを含む。)を受けている者
- (2) 対象者又はその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として対象者の生計を維持するものの前年(1月から7月までの間に受けた療養に係る医療費の助成については、前々年)の所得が、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第79条の2第5項において準用する第66条第1項、第2項及び第5項に定める額以上である者
- (3) 大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年大分市条例第7号)による医療費の助成を受けることができる者のうち、同条例第2条第3号に規定するひとり親家庭の児童又は同条第4号に規定する父母のない児童

(平20条例2・平25条例13・一部改正)

(受給資格の認定申請等)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長

に申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該認定を受けた事項に変更等（規則で定めるものに限る。）が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 市長は、受給者が正当な理由がなく、前項の規定による届出をしないときは、次条に規定する助成金の支給をしないことができる。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、受給者の申請に基づき、規則で定めるところにより助成金を支給することにより行うものとする。

2 前項の助成金の支給は、療養を受けた月の翌月から起算して1年以内に支給の申請があった場合に限り行うものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及びその額を決定するものとする。

（平20条例2・一部改正）

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、一部負担金から次に定める額を控除した額とする。

(1) 第3条第3号の規定に該当する者（同条第1号又は第2号の規定に該当する者を除く。）に係る一部負担金のうち医療法（昭和23年法律第20

5号）第7条第2項第1号に規定する精神病床における入院に要した額

(2) 一部負担金に対する医療保険各法による付加給付金の額

(3) 医療保険各法以外の法令の規定による国又は地方公共団体の公費負担等の額

(4) 一部負担金のうち大分市子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年大分市条例第44号）による医療費の助成を受けることができる額

(5) 一部負担金のうち大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成を受けることができる額

2 受給者が同一の保険医療機関等（健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所及び薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに医療保険各法に規定する保険者が特に必要と認めたものをいう。以下同じ。）において一の月に受けた療養に関し前項の規定により算定した額が1,000円未満のときは、当該額については助成しない。

3 受給者が保険医療機関等において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局から薬剤の支給を受けたときにおける前項の規定の適用については、当該保険医療機関等において一の月に受けた療養及び当該処方せんにより当該保険薬局において受けた薬剤の支給は、同一の保険医療機関等において一の月に受けた療養とみなす。

（平18条例31・平19条例25・平20条例2・平22条例23・

平25条例13・一部改正）

（助成金の不支給）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 第三者の行為による疾病又は負傷に基づき、損害賠償を受けることができるとき。

(2) 一部負担金の全部又は一部を保険医療機関等に支払わないとき。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた者がいるときは、市長は、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成18年10月31日までの間、第3条第1号及び第2号に定める者（同号に規定する総合判定が軽度である知的障害者を除く。）については、第4条第2号の規定は適用しない。

3 施行日前に附則第6項の規定による廃止前の大分市心身障害者並びに母子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和49年大分市条例第6号。以下「旧

条例」という。)及びこれに基づく規則の規定による医療証の交付を受けていた者(旧条例第3条第1項第1号又は第2号に該当する者に限る。以下「旧対象者」という。)が受けた療養等に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において旧対象者であった者が施行日以後において引き続き旧条例第3条第1項第1号又は第2号に該当する者である場合にあっては、当該旧対象者については、施行日から平成18年10月31日までの間、第5条第1項の認定を受けている者とみなす。

5 当分の間、第5条第1項の認定を受けている者のうち大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第2条第3号に規定するひとり親家庭の児童及び同条第4号に規定する父母のない児童で同条例第5条第1項の認定を受けていないものについては、第4条第3号の規定を適用しないことができる。

(平25条例13・全改)

6 当分の間、前項の規定の適用を受けている者及び第5条第1項の認定を受けている者のうち大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第2条第2号に規定するひとり親家庭の親で同条例第5条第1項の認定を受けていないものに係る助成金の額の算定については、第7条第5号の規定を適用しないことができる。

(平25条例13・追加)

(大分市心身障害者並びに母子家庭等の医療費の助成に関する条例の廃止)

7 大分市心身障害者並びに母子家庭等の医療費の助成に関する条例は、廃止する。

(平25条例13・旧第6項線下)

附 則 (平成18年条例第31号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養又は医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(大分市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の大分市障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前



の例による。

附 則（平成 22 年条例第 23 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。